

海外社会保障カレント・トピックス (12)

1984年1～3月

厚生省大臣官房国際課

はじめに

今回は、1984年2月に、アメリカで85年度予算教書が議会に提出されたので、これを中心に、イギリスの84年度公共支出白書、西ドイツの年金制度の動向について述べてみたい。

まず、アメリカについては、予算教書から予算案全体の概要とともに社会保障関係につき盛り込まれている制度改正等も含めてまとめてみた。

また、イギリスについては、新年度の予算案の土台となる84年度公共支出白書について社会保障関係の改正点をも含めて概説した。

最後に、西ドイツについて、84年度における年金制度の改正を、被用者関係を中心に取り上げてみた。

1. アメリカ—1985年度予算教書

1984年2月2日、85年度(84年10月～85年9月)予算教書が議会に提出された。歳出総額が9,255億ドル(約217兆円)、歳入総額が7,451億ドル(約174兆円)となっ

ており、収支不足額が1,804億ドル(約42兆円)と大幅な赤字予算案である。この予算案には、本格的な増税も歳出削減も含まれておらず、11月の大統領選挙を控えて、財政再建構想も見送りとされた形になっている。この点について、大統領は財政再建を長期的課題として位置付け、今回予算案の小規模な節約努力はいわば頭金に相当するとし、今後の本格的な方策については超党派の検討を行いたいとしている。

歳出総額の伸びは8.4%と84年度の伸びを上回るが、その内訳を見ると国防費の伸びが14.5%であるのに対し、非国防費は6.2%と低く、国防優先の基調に変化は見ら

表1. 85年度予算総括表

(単位:億ドル、%)

年 度	84年度 (実績)	85年度 (予算)
1. 歳 出 (対前年度伸率)	8,538 (7.3)	9,255 (8.4)
2. 歳 入 (対前年度伸率)	6,701 (11.6)	7,451 (11.2)
3. 財政収支 (2.マイナス1.)	△1,837	△1,804

表2 85年度予算歳出内訳

(単位:億ドル)

項 目	1984年度			1985年度		
	(実績 見込み)	対前年度 増減額	伸 び 率	(予算)	対前年度 増減額	伸 び 率
[歳出内訳]			%			%
保健費	307	20	7.0	329	22	7.3
年金・医療保険	2,402	169	7.6	2,603	201	8.4
所得保障費	960	△102	△9.6	1,144	184	19.2
小 計	3,669	87	2.4	4,076	407	11.1
国防費	2,375	270	12.8	2,720	345	14.5
国債利払費	1,082	183	20.4	1,161	79	7.3
その他	1,412	38	2.7	1,298	△114	△8.1
歳出総額	8,538	578	7.3	9,255	717	8.4

れない。また、社会保障関係費については、今回予算案では大規模な節約策は盛り込まれておらず、伸びも11.1%と84年度の2.4%から大幅に高くなっている。これは大統領選挙を控え、「レーガン大統領は貧しい者にフェアでない」という世評をも考慮したものともみられる。

社会保障関係費の内訳及び盛り込まれている主要な改正点は、次のようになっている。

(1) 保健費

保健費については、伸び率が7.3%と84年度の7.0%をわずかに上回る程度にとどまっている。総額は329億ドル(約7兆7千億円)で、その6割以上がメディケイド関係費となっている。また、保健教育費について保健従事者の供給水準が適正であるとして7.2%の削減が図られているのが目につく。

予算案に盛り込まれている主な改正点としては、

① メディケイドについて、暫定的に導入された連邦補助金支払保留制度を85年度以降も継続するとともに、現在州の選択に委ねられている患者一部負担制を義務化する。

② 民間健康保険料事業主拠出金に係る税制上の優遇措置(全額免税)について、医療資源の乱用防止を図る見地から、一定の制限(免税限度月額—単身者70ドル、世帯175ドル)を設ける。

などがある。

(2) 年金・医療保険費

年金・医療保険費は伸び率で見ると、8.4%と前年度の7.6%を上回る率となっている。総額は約2600億ドル(約61兆円)で、そのうち6割が年金、4割がメディケアである。部門別に見ると、年金は82年度に制

定された社会保障改正法により財政危機が回避されていることから新規の提案はなく、物価スライドによる給付増、受給増及び過去の賃金ベースの上昇を見込んでいるにすぎない。

メディケアについては、14.2%と大幅な伸びとなっているが、その主たる要因は医療費の高騰である。このため、診療保険の保険料を1990年に5%に達するよう段階的に引き上げるとともに、一部負担額をCPIにスライドさせるとしている。さらに、医師診療報酬の改正を行わない、受給資格取得日の1月延期、任意制によるバウチャー制度の導入、医療品・サービス供給契約者選定につき競争入札制を導入するなどとなっている。

(3) 所得保障費

84年度において10%近い削減が行われた

表 3. 保健予算の内訳

(単位：100万ドル)

	84年度 (実績見込)	85年度 (予算案)	対前年比
保健サービス	24,647	26,550	7.7%
メディケイド	20,237	22,129	9.3
公務員健保	1,309	1,339	2.3
保健サービス	3,100	3,082	△0.1
保健研究	4,434	4,787	8.0
NIH	3,987	4,296	7.8
その他	447	491	9.8
保健教育	442	410	△7.2
消費者・労働衛生	1,143	1,168	2.2
合計	30,665	32,916	7.3

表 4. 年金・医療保険予算の内訳

(単位：100万ドル)

	84年度 (実績見込)	85年度 (予算案)	対前年比
社会保障年金	179,161	190,639	6.4%
老齢・遺族年金	160,700	171,891	7.0
障害年金	18,460	18,747	1.6
メディケア	61,064	69,683	14.2
病院保険	44,918	51,753	15.2
診療保険	16,146	17,929	11.0
合計	240,225	260,321	8.4

所得保障費は、84年度では逆に20%近い増額となっているが、これは軍人関係の所得保障(年金)が国防費から移し替えになったことによるものである。この軍人関係を除く所得保障費は1.1%増と他の予算に比べかなり低い伸びにとどまっている。

予算案に盛り込まれている主な改正点は、

① 食料切符については、給付事務の適正化を図るため、給付総額の3%を超える過剰給付を行った州に対する補助金は、当該過剰給付相当額を減額することにするほか、ワークフェア制度(扶助金に見合う役務の提供を受給者に求める制度)の実施を義務化する。

② AFDC(児童扶養家庭扶助)について、ワークフェア制度の実施を義務化するとともに、所得のある家族の世帯分離制限、同居者がいる場合、住宅・光熱費の按分等の措置を講ずる。

などとなっている。なお、法改正を要する予算削減も多く盛り込まれており、主な項

目だけでも公務員制度7億2千万ドル(約1700億円)、食料切符等3億7千万ドル(約900億円)、児童栄養等5千万ドル(約100億円)、AFDC6億5千万ドル(約1500億円)となっている。

2. イギリス—1984年度公共支出白書

1984年2月16日、84年度公共支出白書が発表された。同白書は84年度から86年度までの財政支出計画を示したもので、各年度予算案の基本となり、毎年度見直しを行うローリングプランとなっている。

同白書によれば、公共支出額の総額の伸びは84年度5%、85年度4.5%、86年度3.5%となっている。インフレ見込率は、それぞれ5%、4%、4%としており、ほぼ実質的価格を維持しただけで実質増なしとされている。これは1979年のサッチャー政権発足以来初めてのことであり、最大の政策目標であった公共支出の抑制達成への足掛りをつかんだといえよう。

また、国民総生産に占める公共支出の割合は、83年度の43%から86年度には40%とサッチャー政権発足時の水準を下回ることになる。このような厳しい公共支出の削減の中にあって、社会保障関係費は、医療・福祉、年金等とも、各年度5%以上と公共支出全体の伸びを上回る伸びとなっており、国防費とともに手厚い配慮がされている。

社会保障関係費のうち所得保障費については、

① インフレにスライドした支給額の改定をほとんど見込んでいる。

② 退職年金受給者については企業年金の普及、所得比例年金の成熟化の進行により減少するものの、受給総額は増加すると見込んでいる。

③ 失業給付について失業者の大幅な減少はなく増加すると見込んでいるほか、長

表5. 所得保障予算の内訳

(単位: 100万ドル)

	84年度	85年度	対前年比
	(実績見込)	(予算案)	
社会保険	5,497	5,670	3.1%
鉄道員制度	3,860	4,057	5.1
その他	1,637	1,615	△1.3
公務員制度	[38,083]	40,017	[5.1]
一般制度	21,569	22,691	5.2
軍人制度	[16,514]	17,326	[4.9]
失業補償	20,727	20,069	△3.2
住宅扶助	10,041	10,908	8.6
食料・			
栄養扶助	17,662	17,090	△3.2
食料切符等	12,061	11,596	△3.9
児童栄養等	5,561	5,493	△1.2
その他の扶助	20,503	20,605	0.5
補足年金	8,554	9,349	9.3
AFDC(児童扶養家庭扶助)等	8,079	7,703	△4.7
燃料扶助	1,887	1,876	△0.6
その他	1,983	1,679	△15.3
合計	95,957	114,360	19.2

(注) 1. 軍人制度は、国防費からの移替えであり、予算教書上は、84年度分については参考計上のみ。

表 6. 主要施策別計画額

(単位：百万ポンド)

	計 画 額				伸 率 (%)		
	83(暫定)	84	85	86	84	85	86
国 防	15,716	17,031	18,060	18,660	8.4	6.0	3.3
対 外 援 助	2,294	2,283	2,520	2,630	△0.5	10.4	4.4
農 林 漁 業	2,087	2,048	1,920	1,930	△1.9	△6.2	0.5
産 業 ・ 雇 用	6,080	5,609	4,700	3,660	△7.7	△16.2	△22.1
運 輸	4,560	4,372	4,690	4,690	△4.1	7.3	—
住 宅	2,760	2,496	2,610	2,680	△9.6	4.6	2.7
環 境	3,787	3,451	3,540	3,600	△8.9	2.6	1.7
司 法 ・ 警 察	4,681	4,901	5,130	5,300	4.7	4.7	3.3
教 育 ・ 科 学	13,356	13,052	13,450	13,750	△2.3	3.0	2.2
医 療 ・ 福 祉	14,688	15,421	16,250	17,060	5.0	5.4	5.0
年 金 等	35,324	37,207	39,520	41,650	5.3	6.2	5.3
そ の 他	14,995	18,432	19,690	21,090	23.3	6.5	7.1
総 計	120,328	126,353	132,080	136,680	5.0	4.5	3.5

期の失業者の増により補足給付も増加すると見込んでいる。

となっている。

また、医療については、

① NHSの病院サービスの実質増を1%見込んでいる。

② GP(ホームドクター)に関し、抑制を図る。

となっている。

なお、社会保障関係の税制改正は次のとおりである。

① 所得税の課税最低限を83年度の2,795ポンド(夫婦、約92万円)、1,785(単身、約59万円)からそれぞれ3,155ポンド(約103万円)、2,005ポンド(約66万円)に引

き上げる。

② 所得税の生命保険掛け金控除を廃止する。

③ 国民保険料付加税を廃止する。これは77年に国民保険の国庫負担に充当するために導入されたもので、国民保険料の雇用主負担に上積み(77年~82年は2%、83年は1%)されてきたものである。

3. 西ドイツ—1984年度の年金制度改正

1984年度における西ドイツの被用者関係の年金制度の改正の概要は、次のとおりである。

(1) 保険料支払義務限度額の引上げ

従来の月額5,000マルク（約44万円）から5,200マルク（約45万円）に引上げる。これにより、保険料月額の上限は限度額に保険料率（18.5%）を乗じた額即ち962マルク（約8万5千円）となる。なお、保険料は原則として労使折半であるが、限度額の10分の1（520マルク＝約4万5千円）を超えない収入しかない者については、使用者が単独で負担することになっている。

(2) 特別手当の保険料支払義務の強化

クリスマス手当、13カ月目手当、休暇追加手当、賞与等の特別手当は、当該手当支払月に賃金、俸給と合算のうえ保険料支払義務限度額の範囲内で保険料を賦課されているが、これを暦年により当該手当支払月までの保険料支払義務限度額と賃金、俸給との差額の範囲内で保険料を賦課する。この改正によれば、月額3,000マルク（約26万円）の賃金の者が2月に4,500マルク（約39万円）の特別手当を得たとすると、2カ月分の賃金の合計6,000マルク（約52万円）と2カ月分の保険料支払義務限度額10,400マルク（約90万円）との差額は4,400マルク（約38万円）であるので、特別手当のうち4,400マルク（約38万円）に対して保険料がかかることになる。

(3) 所得代替給付の保険義務の強化

疾病手当、移行手当、負傷手当又は援護疾病手当の受給者の保険料は、従来13カ月目から徴収されていたが、これを支給直後から徴収する。なお、西ドイツでは、疾病手当及び負傷手当からの保険料が原則として受給者と手当支給者との折半であるほか

は手当支給者が単独で負担することになっている。

(4) 育児休暇期間の保険加入義務の廃止

(5) 児童加給の児童手当への切替え

児童加給は、既に児童加給を受ける権利を持っていた子供がある場合を除き廃止する。これにより、児童加給を受けることができなくなる者は、住所地の所管の児童手当金庫へ児童手当の支給を申請することになる。

(6) 障害年金の支給要件の強化

障害年金の支給要件に、これまでの待期60カ月だけでなく、次のものを加える。

① 職務不能又は稼得不能になる直前に保険義務のある職業についていたこと。

② 直近の60カ月のうち少なくとも36カ月保険義務のある職業に関し保険料が支払われていたこと。

(7) 満65歳年金の待期期間の短縮

満65歳到達による老齢年金受給のための待期を従来の180カ月から60カ月に短縮する。これは従来子女の養育のため180カ月の待期を満たすことが難しかった主婦等にとって有利なものとなっている。

(8) 職業リハビリテーション時の移行手当の減額

職業リハビリテーション中に受給する移行手当を、子又は働けない配偶者を有する者について従来の基準額（おおむね直近のネット賃金）の80%から75%へ、その他の者について70%から65%に減額する。